

墨書・刻書土器の動向からみた 律令制下の郡間関係の一側面

— 上野国新田郡と山田郡との事例から —

高 島 英 之

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに

1. 上野国新田郡・山田郡周辺の歴史的環境
2. 出土した墨書・刻書土器の記載内容から
3. 群馬県内出土の郡名記載墨書・刻書土器の全般的な相

4. 移動する郡名記載土器

5. 太田市東今泉町北関東自動車道太田・桐生IC関連遺跡群における郡名記載土器出土の意味

おわりに

— 要 旨 —

さきに、私は、群馬県内外から出土したさまざまな資料を相互に比較検討しながら、郡名記載土器の類型化を行い、それらの史料的特性や歴史的意義について論じた。

それにより、郡名が記された土器が出土することは、郡司層在地豪族が主体となって執り行われた河川や峠など郡境における境界祭祀、あるいは官衙・居宅及びその関連施設あるいは集落などにおける恒例・非常の神仏への供献奉進儀礼によるものと結論づけた。

本稿では前稿を踏まえて、群馬県東部において顕著な事例がみられる、当該郡の外から郡名記載土器が出土する事例について資料に即した検討を加え、そのことが何を意味するのか、また、そのような事象がおきる歴史的な背景について考察し、律令制下の郡の有する機能や、そのあり方の一端について仮説を提示した。

キーワード

対象時代 奈良・平安時代

対象地域 群馬県東毛地域

研究対象 墨書・刻書土器、郡家、工房

はじめに

墨書・刻書土器が、数少ない古代文字資料の中における新出の文字資料としてつとに注目されていることは周知の通りである。

近年の研究により、それらの多くは村落内での祭祀や儀礼にあたって用いられたものであることが明確になった。土器に文字を記入する行為とは、日常什器とは異なる非日常の標識を施すことであり、祭祀に用いる土器を日常什器と区別し、疫神・祟り神・悪霊・鬼等を含んだ意味においての神・仏に属する器であることを明記するためのものと言えよう（松村1993a・b）。

奈良・平安時代の集落遺跡出土の墨書・刻書土器は、とりわけ関東地方からの出土例が多い。これはその地域においてただ単に、発掘調査の件数が抜きん出て多いからという理由だけではなく、当該期の東国村落の特質である。

それらは、1文字だけが記されたものがほとんどなので、文字の意味は如何様にも解釈できるものが多く、記された文字そのものの意味を確定することはなかなか難しい。また、早く8世紀初頭のものもあるが、村落内で本格的に広まっていくのは9世紀になってからである。9世紀から10世紀にかけて飛躍的展開を遂げ、早くも10世紀の内に急速に減少してしまった。その一方、東海地方では、中世でもなお土器に墨書することが行われ続けている様子が判明している。

墨書・刻書土器の使われ方は、それぞれの土器に文字を記した人びとそれが果たしていた当時の社会的な役割と密接に関わるのだから、墨書・刻書土器がどのような使われ方をしたのかと言うことを解き明かすことが、当時の社会のしくみやあり方を解明することにつながるわけである。つまり、それぞれの墨書・刻書土器の用途や機能を解明することによって、そうした人的関係の背後にある律令官司制のシステムや、村落構造を明らかにすることが可能であり、さらにはそのような諸関係の総体としての古代社会像の解明につながっていくのである。そこに、墨書・刻書土器研究の意義が存在するのである。

先に、私は、こうした各種多様な墨書・刻書土器の中から、最近、群馬県内でも出土が相次いでいる郡名記載の墨書・刻書土器をとりあげて、それらの出土状況や、土器に郡名が記載される意味について検討を加えた（高島2010）。

郡名が記載された墨書・刻書土器は、静岡県内の郡家遺跡からの出土がとくに顕著であるが、全国各地から出土しており、郡家や、郡家の出先機関などの存在、さらには郡家の構造や機能などを類推する上での手がかりとなっている。しかしながら、近年では、郡家やその関連の官衙あるいは施設、郡司層豪族の居宅などとは明らか

に考えにくい場所から単独で郡名が記された土器が出土する事例も少なくなく、さしたる遺構が検出されていないケースにおいても、郡名が記された墨書・刻書土器が出土することによって、その場所が郡関係の官衙の出先機関や、郡関係の施設と解釈されるような、記載された郡名が一人歩きして遺跡の解釈を歪めてしまうケースさえ存在している。こうした弊害を少なくするためにも、その種の遺物を総体的に取り扱うことによって、それらの史料的特質を明確にすることが急務であると考えたからである。

また、群馬県では、これまでその種の資料の出土はあまり多くはなかったが、ここ数年の間に相次いで古代の郡名が記された墨書・刻書土器の出土が報じられるようになっており、こうした類例を、本県外から出土した資料と比較しながら、郡名記載墨書・刻書土器の類型化を行い、資料的特性や歴史的意義について解明していくことに意義を見出したからであった。

その結果、まず、これまで圧倒的に資料数・量が多く、郡名記載土器の書式の基本形のように考えられてきた静岡県内の郡家および関連遺跡出土の郡名記載土器、とりわけ駿河国志太郡家跡である静岡県藤枝市秋合・御子ヶ谷両遺跡と、遠江国引佐郡津の遺跡と考えられる同県浜松市井通遺跡出土の計360点の資料が、東日本全体でみれば、必ずしも共通する書式とは言えず、單にこれらの遺跡だけで共通する書式であることが判明した。郡名記載土器の基本的な書式とは、郡名のみあるいはその1文字のみを記すか、あるいは郡名ないし郡名のうちの1文字に「厨」の文字が附され、某郡厨の土器であることを示すかである。

また、記銘土器の絶対的な僅少さから言えば、官衙遺跡出土の墨書土器については、従来言われてきたような、食器の保管・管理のための文字記入とは考え難く、平川南氏が言われるような食菜供膳元の明示機能（平川2000a）、さらにはそれに止まらず祭祀・儀礼などの際ににおける使用という特殊な用途を想定するべきで、その意味においては、集落遺跡出土の墨書・刻書土器の用途および機能に共通する部分が大きいと位置付けることができるという結論に至った。

「国厨」・「(某) 郡厨」と記載された土器を、そこに盛られた酒食が「国厨之饌」・「郡厨之饌」であることを明示したものと説かれた平川南氏の説はまさに説得力に富んだ魅力的な仮説である。さらにそれを発展させて考えるならば、「国厨之饌」・「郡厨之饌」が国司・郡司らといった現実世界の人間に対して供されたに限らず、それらが神仏に対して供された可能性や、さらにわる文字が記載された土器が、郡境を越えて隣郡から出土する例が往々にしてみられることを指摘した。後述するように、その多くは、静岡県内における郡家遺跡で見ら

れる現象であり、国司の部内巡回などに伴う郡家における饗宴などの際に、隣郡郡家の厨家が動員された結果、その郡名が記された器が遺されたものと考えた。

しかしながら、群馬県内から出土した郡名記載土器の中には、出土遺跡が所在する当該郡の郡名よりも、隣郡の郡名が記載された土器の方が多い例が存在しており、そこでは、静岡県内の郡家遺跡からの出土例のような背景を考えるには無理があるように思われた。

具体的に言えば、最近、古代上野国山田郡の平野部に所在する集落遺跡において、当該郡山田郡の郡名が記された墨書土器とともに隣郡新田郡の郡名が記された墨書土器が複数点ずつ出土しており、当該郡山田郡の郡名が記された土器よりも、隣郡新田郡の郡名が記された土器の方が多く出土しているというような事例が存在することが明らかになった。これらの遺跡そのものの様相からは両郡を統轄するような国レベルの官衙・施設とは考えがたく、隣郡名が記された土器の方が、当該郡名が記された土器よりも多く出土する理由は簡単には説明がつかないようと思われる。

ゆえに、小稿では、その理由の探求から発して、出土文字資料の出土状況や動向の検討から、古代の郡間関係の一侧面を明らかにしていきたいと考える。

さらに、土器に郡名が記載されたことの意味やその背景を考えることで、古代在地社会における支配の拠点たる地方官衙と村落社会との関係などの一端を解明する手がかりが得られればと考える。

なお、以下小稿では、郡名記載墨書・刻書土器のことを総称して郡名記載土器という用語を用いることにする。

なお、国郡里名は、周知の通り、和銅6年（713）5月2日に出された詔によって「好字」が付けられた。この好字は、集落遺跡から一般的に出土する1文字のみ記載する墨書・刻書土器の大多数に記される所謂「吉祥的文字」とも共通することは言うまでもなく、郡名に通ずる文字が記されていても、文字を記した側は、郡名としてではなく、吉祥文字として祭祀などの際にその文字を記した可能性は当然存在し得るであろう。「吉祥文字」は人名とも通じるから、解釈は如何様にも可能になる。

また、郡名と全く同じ名の郷が郡内に所在する例も実際には少なくなく、そこに記されている文字が実際に意味したところは、郡名であったのか、あるいは郷名であったのか、厳密には分別不可能な事例も存在する。

さらに、郡名を氏名（ウジナ）に負う地方豪族も、それぞれ全国的に多く存在しており、一見、郡名に通じる文字が記されていても、それが氏族名ないしその一部として記された可能性もある。

要するに、そこに記されているのが郡名に通じる文字であっても、実際には郡名なのか、郡名と同じ郷名なの

か、郡名と通じる氏族名として記されたのか、可能性は幾通りにも考えられるところであり、資料そのものからでは分別が付きがたい。とくに1文字のみが記された事例では、分別することはより困難である。

このように、根拠となる資料である郡名記載土器については、それが本当に郡名を意図して記されたものであるのか厳密さに欠けるが、その点は、最大限の可能性を含めた上で検討とすることで、あえてそのように検討の対象とすることにした。そうした史料的な限界を踏まえての検討結果である点を予めご了承いただきたい。

1. 上野国新田郡・山田郡周辺の歴史的環境

先にも述べたように、今回、郡名記載土器の出土状況や動向から、古代の郡間関係のあり方を究明していくこうと考えた発端は、古代上野国山田郡の郡域内に所在する現・群馬県太田市東今泉町東部に位置する楽前遺跡（群馬県埋文事業団2009a・2010b）・鹿島浦遺跡（群馬県埋文事業団2010a）・東今泉鹿島遺跡（群馬県埋文事業団2007）など、北関東自動車道太田・桐生ICの建設工事に先立って発掘調査された一連の遺跡で、当該郡の郡名である山田郡の郡名が記された土器とともに、隣郡新田郡の郡名が記された土器が出土し、当該郡山田郡の郡名ないしその一部が記された土器よりも、隣郡新田郡の郡名ないしその一部が記された土器の方が多かったことが明らかにできたことである。

そこで、郡名記載土器そのものの検討の前提として、まず、上野国山田郡・新田郡周辺の遺跡の分布状況や歴史的環境について簡単に見ておくことにしたい。

（1）古墳時代の遺跡

古代の上野国新田郡の地域は、東毛地域においても屈指の古墳密集地帯であり、古墳時代集落遺跡と併せ、古墳時代の遺跡は枚挙に暇がないほどである。

金山丘陵西北の突端部丘陵上に立地する中強戸の寺山古墳は、北関東自動車道の建設に伴って発掘調査が行われた峯山遺跡の南約100mに位置する全長55mの前方後方墳で、初期古墳として著名である（太田市1995）。また、2003～4年度に群馬県埋蔵文化財調査事業団が調査した成塚向山古墳群では、一辺約20mの4世紀古墳時代前期に築造された方墳が検出されている。調査の結果、竪穴式の埋葬施設が2基検出され、銅製重圓文鏡、銅鏡、鉄鏡、鉄劍、鉄製工具、翡翠製勾玉、蛇紋岩製管玉、ガラス製小玉などが出土した（群馬県埋文事業団2008）。

5世紀後半の大型古墳としては、鳥山町鶴山古墳が特筆できる。大間々扇状地末端の低台地上に立地する全長102mの前方後円墳で、後円部墳頂には竪穴式石室を有し、鉄製甲冑類、石製模造品などが多数出土した（石川・右島1986～91）。

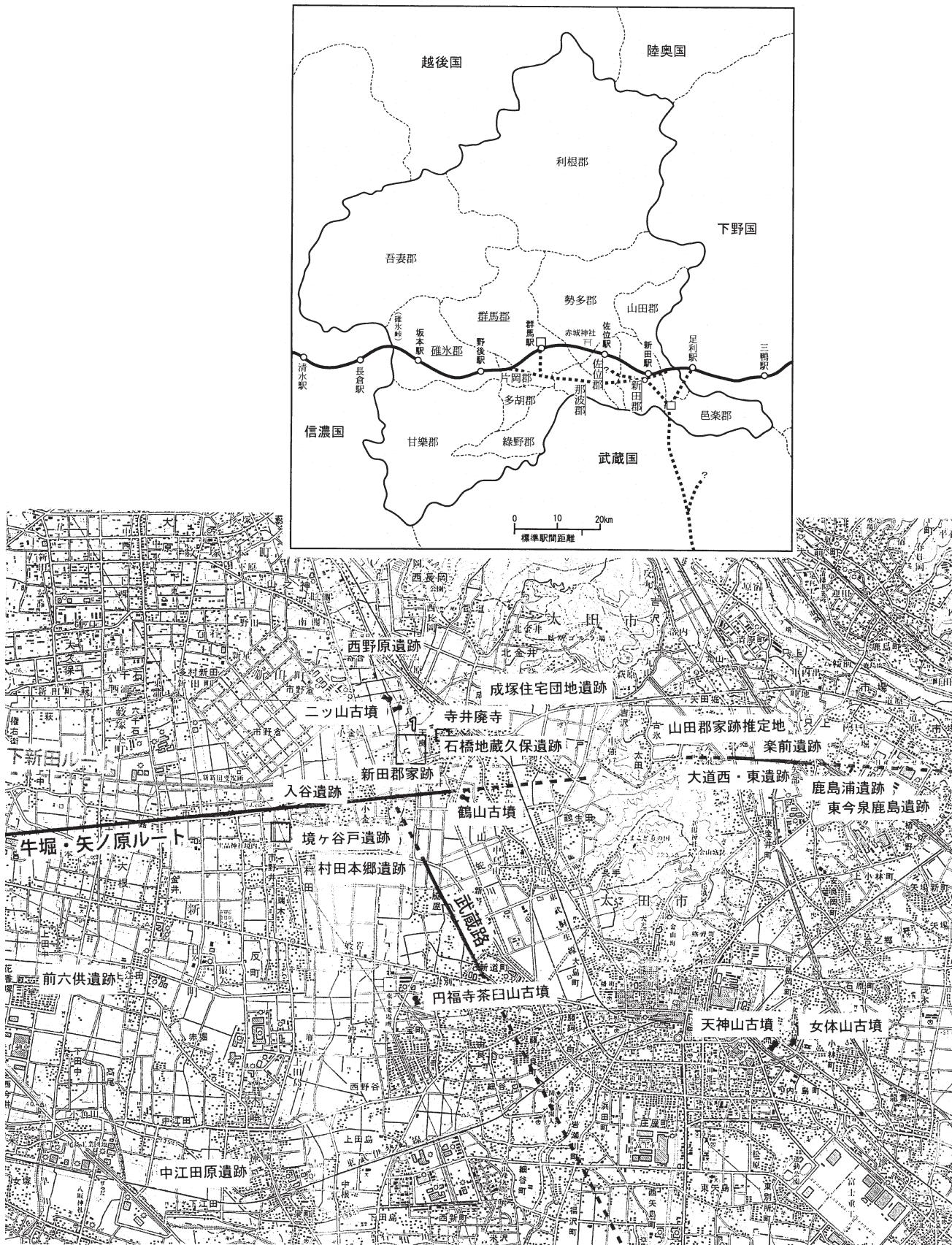


図1 群馬県太田市 新田・山田両郡家跡周辺の主な遺跡

(上の概念図は、木下良『事典 日本古代の道と駅』吉川弘文館2009より引用)

一方、八王子丘陵南西から南東に至る尾根上には、ほかに41基の後期古墳から形成される北金井の北金井御嶽山古墳群や、36基の後期古墳からなる同じく北金井の大鷦古墳群、14基の後期古墳からなる上強戸古墳群など、後期古墳が群集している。

緑町から東今泉町にかけては菅ノ沢古墳群・市場古墳群・内並木古墳群・寺ヶ入古墳群など多くの古墳群が形成されている。周辺一帯に広がる古墳群の一角を占めていた様子が判明する。

東今泉町の金山丘陵東北端に延びる支丘陵の南斜面には、4基からなる後・終末期古墳群と、それに隣接して古墳時代後期の大規模な須恵器窯跡と製鉄遺跡群からなる生産遺跡である菅ノ沢遺跡がある（駒澤大学考古学研究室2009）。金山丘陵には、古墳時代後期から平安時代に至る須恵器窯跡が多数存在しており、この地域における一大窯業生産地帯であったことが知られているが、菅ノ沢須恵器窯跡は、金山丘陵窯跡群の中における現時点での調査された窯跡の中でも中核的な窯跡である。

東今泉町大道西遺跡のすぐ北側には、一辺約30mの方墳、大型の横穴式石室を主体部とする東毛地域唯一の終末期方墳である巖穴山古墳が所在している。二段築成の墳丘の高さは約6m、周囲には上幅約7m・下幅約5.5m・深さ約1mの周溝が巡るが、現状では周溝は埋没している。時期は7世紀中葉とみられる（駒澤大学考古学研究室2009）。

先述したように古墳群が存在する菅ノ沢遺跡群には、古墳時代の須恵器窯跡群と製鉄遺跡が発見されている。

金山丘陵の北東端部には、緑町の強戸口須恵器窯跡群と諏訪ヶ入須恵器窯跡が、また金山丘陵の東端部には、東今泉町の金井口埴輪窯跡・母衣埴輪窯跡・龜山須恵器窯跡などの遺跡がある。埴輪窯・須恵器窯跡は金山丘陵の北側に対峙する八王子丘陵からも多く発見されており、一帯が古墳時代後期から平安時代にかけての大窯業地帯であったことが判明している。

また、これまでも寺中遺跡、菅ノ沢遺跡群、八ヶ入遺跡、今泉口遺跡などにおいて製鉄跡が発見されており、窯業生産と並んで鉄生産も行われていた場所であったことが判明している。

さらに近年の北関東自動車道の建設に並行して旧藪塚本町藪塚の西野原で建設された調整池の工事に先立って群馬県埋蔵文化財調査事業団によって調査された西野原遺跡では、東日本最大級と見られる7世紀後半代の巨大な製鉄遺跡も発見されており（群馬県埋文事業団2010c）、北関東自動車道の建設に先立って当事業団が調査した上強戸の峯山遺跡でも製鉄遺跡が発見されるなど（群馬県埋文事業団2010d）、従来より知られてきた埴輪・須恵器窯の集中地域に加えて、八王子・金山丘陵一帯が一大製鉄地域であることも明らかにされつつある。こうした、

古墳時代後・終末期から平安時代にかけての生産遺跡の集中は、八王子・金山両丘陵の裾を北西から南東方向に流れるいくつもの渡良瀬川支流の小河川によって形成された地形、それに両丘陵から足尾山地にかけての豊富な木材資源の存在などの要因によるものであろう。

このように新田郡東部から山田郡の領域跡周辺一帯では、主に古墳時代後期に古墳が多数造営され、さらに同時代の集落と窯業及び鉄の生産が盛行した地域であった。

（2）古代の新田郡

新田郡の郡名「新田」は、中世の『万葉集』の写本では「爾比多」、平安時代の『延喜式』や『和名抄』では「尔布多」と読みが振られており、「ニヒタ」とか「ニフタ」などと発音されていたと考えられる。

旧新田町内の遺跡では、「入田」と記載した墨書土器が多く出土しており、「ニフタ」と発音されていたことを裏付ける。

新田郡は、西側を佐位郡と、北東から東側にかけては山田郡と、北側を勢多郡と接し、南側は利根川を隔てて武藏国と接している。

『和名抄』では、郡内に新田・淳野・石西・祝人・淡甘・駅家の6郷があつたとされている。郡名を負う新田郷と駅家郷は郡家や駅家が設置された官衙地区の周辺である郡域中央東部一帯、淳野郷は旧尾島町粕川周辺、石西郷は太田市街地南部の岩瀬川町周辺、祝人郷は八王子丘陵西麓の平坦地一帯などがそれぞれ有力な比定地と考えられており、淡甘郷の位置だけが諸説あって定見をみていない。

正倉院蔵の調布に、「(表) 上野国新田郡淡甘郷戸主矢田部根麻呂調黄壹返 長六丈 廣一尺九寸 (裏) 天平勝寶四年十月主當國司正六位上行介阿部朝臣息道」とあり、天平勝宝4（752）年段階における郡司の氏名がわかる稀有な史料と言える（松嶋1978）。また『東大寺要録』には、天平19（747）年に勅命によって東大寺に1000戸の食封が施入されたことを示す記事があり、その中に上野国新田郡内の50戸が含まれている。

なお、『万葉集』の東歌の中の上野国歌には、新田郡の地に関わるもののが2首含まれている（土屋1944）。

新田山 ねにはつかなな 吾によそりはしなる児らに
あやにかなしも（3408）

しらとほふ 小新田山のもる山の うら枯れせなな
とこはにもがも（3436）

前者の歌にみえる「新田山」は金山丘陵、後者の歌にみえる「小新田山」とは、丸山町に所在する独立丘陵である丸山のことを指すとする説があるが、確証はない。ただ、「新田山」と称されたのは、新田郡内で独立する大型の丘陵としてランド・マークにもなる金山丘陵を指すと考えることは、まず穏当な見解であり、後者の「小

新田山」が丸山を指すかどうかの是非は別としても、これらの歌が、当該地域の情景を元に作歌されたものであることには違いない。

律令制下の新田郡家は、旧新田町と太田市との市町境に位置した、太田市天良町天良七堂遺跡である。1955年に行われた発掘調査で、南北16m・東西7m、6間×3間の南北棟総柱大型礎石建物跡が検出され、付近から炭化米が多数出土した。この大型総柱礎石建物跡は、新田郡家正倉院を形成する倉庫群のうちの一棟と考えられ、この遺跡が新田郡家の遺跡である可能性が指摘された。2007年5月の発掘調査によっても正倉院の一角を構成していたと考えられる大規模な総柱建物跡が発見され（小宮2000・2002）、さらに同年6月には主要地方道伊勢崎・足利線の北側から巨大な郡庁院の遺構が検出され、天良七堂遺跡が新田郡家の遺跡であることは確実となつた（太田市教委2008・2010）。

（3）東山道駅路と新田駅家・駅家郷

『延喜式』兵部省諸国駅伝馬条によれば、新田郡は東山道駅路本路から分岐して武藏国府に向かう武藏路の始点となる陸上交通上の要衝であった。郡内には官人の公務通行を支援する新田駅家が置かれていた。古代において、官衙はそれそれが比較的近辺にまとまって配置されていた様子が判明しているので、新田駅家も新田郡家からさほど遠くない場所に設置されていたものと考えるのが自然である。新田駅家の所在地としては、太田市新田村田から寺井にかけての場所に想定する意見が強い（新田町1990）。

周知のように、宝亀2（771）年、武藏国が東海道に所管換えとなり、新田駅家から南へと分岐して武藏国府に至っていた東山道駅路武藏路は駅路としての扱いを受けなくなった（『続日本紀』宝亀2年10月己卯条）。これによって、制度的には、新田駅家は駅路分岐点としての重要拠点から駅路線上の一般的な駅家と同じになるわけで、官衙としての性格に大きな変更が生じたように感じられるが、新田駅家と武藏国府とを結ぶ道路自体が実際に廃止されたわけではない。東山道駅路武藏路が、道路そのものの若干の位置の変更はあるにせよ、ルートとして中世の鎌倉街道にほぼ踏襲されていることからみても、そのことは明白である。東山道駅路武藏路は、あくまでも駅路ではなくたというだけのことで、上野・下野両国間にわたる東山道駅路と武藏国府・東海道駅路とを結ぶ連絡的な官道として機能し続けたものと考えられる。それによって、駅路分岐点ではなくたものの、東山道駅路と東海道駅路とを連絡する官道との分岐点として、古代陸上交通上の要衝としての重要性は、決して変わるものではなかつたと見るべきであろう。

新田郡家天良七堂遺跡の西南西約1kmの地点、新田村田から新田小金井にかけて所在する入谷遺跡では、方約

180mの範囲を溝によって区画された中に、5×3間の南北棟瓦葺総柱礎石建物跡が2棟並列して発見されている。この施設は、7世紀後半頃に造営され、8世紀中葉頃まで存続していたと考えられる。東北東約1kmの場所に新田郡家天良七堂遺跡が所在するため、この入谷遺跡で検出された瓦葺の官衙風の施設を新田駅家とみる考え方が強い（新田町1990、太田市1996、小宮2002）。ただ、現在までのところ、兵庫県などで検出されている山陽道駅路上の駅家遺跡の様相とはたいぶ異なつており、その確証に欠ける。

旧新田町内では、牛堀・矢ノ原ルートと称される高崎市南部の平地から玉村町を経て旧境町にかけて東西に貫く幅約12mの古代道路遺構に続く道路遺構と、その北側数百メートルの位置を、牛堀・矢ノ原ルートに並行して東西に貫く幅約10mの下新田ルートの二系統の駅路遺構が検出されている。また、北関東自動車道の建設に関わる調査では、さらに東に寄った金山丘陵の東麓地域である太田市東今泉町の地域で、約1kmにわたって幅約12mの古代道路遺構が検出され、これは牛堀・矢ノ原ルートにつながる道路遺構であると考えられている（群馬県埋文調査事業団2010e）。

群馬県高崎市南部から玉村町、旧境町、旧新田町南部にかけて検出されている牛堀・矢ノ原ルートと、その延長上の道路と考えられる太田市東今泉町付近で検出された幅12mの古代道路遺構は、いずれも8世紀中葉から後半にかけて廃絶していることが調査の結果明らかになつており、牛堀・矢ノ原ルート、下新田ルートいずれも『延喜式』兵部省諸国駅伝馬条に記載のある段階の東山道駅路とは異なる段階の駅路の跡とみられ、むしろ『延喜式』段階における東山道駅路は、牛堀・矢ノ原ルートや下新田ルートよりはかなり北側に位置する榛名山東麓から赤城山南麓の台地上を通っていたものと考えられる。平安時代の東山道駅路は、本遺跡の北方、旧藪塚本町域内を通っていたと想定できるが、旧藪塚本町域や太田市北部地域では、現在までのところ、古代の道路遺構が検出された遺跡はない。

新田郡家に近接する古代寺院跡である寺井廃寺は、石橋町から天良町にかけて太田市立強戸小学校と同中学校を中心とする一帯に所在したものと考えられ、7世紀後半から10世紀に及ぶ瓦が多数出土している。しかしながら建物基壇や礎石が地表に露出しているわけではなく、また1980年代に太田市立強戸小学校と同中学校との中間において太田市教育委員会が発掘調査を実施しているが、寺院に関わる遺構は全く検出されなかつた。伽藍配置等は現段階では全く不明である。しかしながら、創建年代が7世紀後半に遡ることや、8世紀段階には上野国分寺と同じ瓦が使用されていたとみられること、あるいは郡家天良七堂遺跡との位置関係などからみて、新

田郡領となつた在地豪族による造営であり、新田郡家と密接な関係を有していた寺院と考えられる。

(4) 古代の山田郡

上野国山田郡の史料上の初見は、『日本後紀』延暦15(796)年8月16日条に、「上野国山田郡賀茂神・美和神」とあるのがそうである。この両社は『延喜式』神名帳にも掲載されている。

山田郡の東側は渡良瀬川を境に下野国足利郡との国境となり、南側は邑楽郡に接している。西側、新田郡との境界については、八王子丘陵の頂部の現・太田市・桐生市境から南の金山丘陵西麓ラインが郡境であったと考えられる。

周知の通り、淨御原令制下の評、大宝・養老令制下の郡及びその下位の地方行政機構である五十戸、後の里・郷は、元来が支配のため単位として人間集団を編成して構成されたものである。とくに五十戸、後の里・郷は、人為的かつ機械的に人間集団を編成したものである。ただ、評、後の郡に関しては、大化前代から各地の地域社会を支配した在地豪族の支配領域に負うところが大きかったとされ、自ずと、評督、後の郡領層に取り立てられた在地豪族の支配権が及ぶ範囲が、ほぼ評・郡の領域として継承されたと考えられ、当初から評・郡境も存在したものと考えるのが自然であろう（川原2005）。

『和名抄』古活字本には、郡名の山田には「夜末太」の訓が付されている。『和名抄』古活字本によれば、管下の郷は、山田・大野（於保乃）・園田（曾乃）・真張（万波利）の4郷である。高山寺本では、これに小山・三島の2郷が加わり6郷と記載されているが、これら2郷は下野国都賀郡の2郷が書写の過程で錯簡し紛れ込んだのであろう。

『続日本後紀』承和2（835）年7月21日条には上野国山田郡の空閑地80町を道康親王（後の文徳天皇）に与えたとする記事がみえる。

山田郡各郷のうち、山田・大野の2郷については桐生市・みどり市に比定されており、園田・真張の2郷が太田市域に比定されている。吉田東伍『大日本地名辞書』で、園田郷を「今相生村、広沢村、毛里田村にあたる」、また真張郷を「今葦川村、休泊村、矢場村等にあたるか」と、また村岡良弼『日本地理志料』では、これらの二郷の比定に若干異動はあるものの、毛里田村、すなわち北関東自動車道太田・桐生ICの建設に先立って発掘調査が行われた一連の遺跡群が所在する毛里田地区について律令制下の園田郷の故地の一部とみることで一致している。

近年の『太田市史 通史編 原始・古代』では、現在の桐生市域にあたる広沢・相生を大野郷に比定し、園田郷の故地を太田市北部の吉沢町から矢田堀・緑町を経て東今泉町、さらにその南東の東金井町・東長岡町・安良岡

町・台之郷・石原町・下小林町に至る北西～南東に及ぶ細長い地域に比定している。

山田郡南部には東山道駅路が東西に通ると以前から予測されていたが、北関東自動車道の建設に先立つ調査によって、緑町の八ヶ入遺跡、東今泉町の大道西遺跡から大道東遺跡を経て鹿島浦遺跡（群馬県埋文事業団2010a）に至る総計約1kmに及ぶ範囲で幅約12mに及ぶ東山道駅路の遺構が検出されている。特に今回、大道東遺跡の調査において、7世紀代の堅穴建物跡と道路遺構との重複関係を検出でき、重複する遺構の新旧関係から、ある程度明確な道路の造営と廃絶の時期を特定できる成果が得られたことは、今後の全国的な意味における古代駅路研究に重要な資料を提供するものであった。

緑町から東今泉町にかけて約1kmにわたって検出された東山道駅路跡は、金山丘陵の西側で検出されていた東山道駅路の二つのルートのうち、牛堀・矢ノ原ルートに接続するものと考えられる。並行して複数のルートが想定できる上野国平野部における東山道駅路の展開については、その要因が各ルートの時期差か否かという問題を含めて、その解明は今後の課題であろう。

先述のように、北関東自動車道太田・桐生IC建設に先立つて調査された場所は、古代の園田郷の地域に含まれるものと考えられる。

園田郷の地には、前橋市の総社古墳群以外で唯一の7世紀代の方墳である巖穴山古墳が造営されている。この古墳の終末の時期に、唯一、造営されたこの古墳から、7世紀代にこの地域を支配した豪族が、周辺の豪族達を圧して卓越した地位にあったことを伺うことができよう。園田郷の地は、律令制成立以前からの埴輪生産と須恵器生産の専業的な生産地として発達し、律令制下に至ってからはそれまでの須恵器生産に加え、北側の八王子丘陵よりで瓦生産が盛んになってくる。金山丘陵東・北麓では、引き続き須恵器生産が行われている。

金山丘陵の最北西端の張り出しに位置する緑町の古氷地区に「ふるごおり」の地名が残り、古くから山田郡の郡家の比定地と考えられてきている（尾崎1976）。まだ、郡家の存在を立証する具体的な遺構・遺物は発見されてはいないものの、地名を根拠とする仮説が正しいとすれば、山田郡の郡家は園田郷に所在したことになる。「古氷」の地名が遺るのは、金山丘陵の北東麓の台地上で、すぐ東側に展開する水田地帯は「古氷条里制水田跡」という周知の埋蔵文化財包蔵地とされ、古くから条里遺構が遺る地として知られていた。また、遺跡内を北関東自動車道が東西に横断することになり、建設に先立つて群馬県埋蔵文化財調査事業団が2003年11月から2005年3月末まで断続的に調査し、水田跡が検出されている（群馬県埋文事業団2009b）。古代郡家の故地に「古氷」の文字で表記される地名が遺る例は全国的にはあまり類

例は無いが、群馬県内では邑楽郡大泉町の北西端に同じ文字を書く「古氷」の地名が遺っており、同様に、古くから邑楽郡家の故地と考えられている（尾崎1976）。

（5）周辺の巨大製鉄遺跡と窯業遺跡

旧藪塚本町域で、群馬県埋蔵文化財調査事業団が調査した西野原遺跡の石田川調整池部分において、これまでに発見された中では東日本最大級とも言える7世紀後半から操業されたとみられる巨大な製鉄遺構が検出されており（群馬県埋文事業団2010c）、また、同じく群馬県埋蔵文化財調査事業団が北関東自動車道の建設に伴って発掘調査した強戸町から緑町にかけて所在する峯山遺跡でも、8世紀前半頃の製鉄炉1基と新旧二時期の鍛冶遺構・竪穴建物跡5棟・土坑跡などからなる製鉄遺構が検出されており、炉体や多数の流动滓、鉄滓などが出土している（群馬県埋文事業団2010d）。

また、独立丘陵丸山の、主要地方道足利・伊勢崎線を挟んだすぐ南東側には、1969年に駒澤大学考古学研究室の調査によって平安時代の橢円形ないし長方形状の石組炉跡が検出された寺中遺跡がある（『太田市史』通史編 原始・古代）。

先述した古墳時代6世紀後半頃から操業される菅ノ沢窯跡群とほぼ重なる形で、1969年の駒澤大学考古学研究室の調査によって半地下式の煙突状炉体を有する3基の製鉄炉跡が検出されている。金山丘陵北東部の東今泉町菅ノ沢から金山丘陵北西部の長手地区にかけては、原料とする砂鉄を含む地層があり、また丘陵には燃料として好適な植林も豊富で製鉄には適した自然環境であった。とくに菅ノ沢は、古墳時代後期から須恵器生産が專業的形態を取って発達しており、鉄生産が発展するための下地は存在していた。専業的な須恵器生産が行われた地域社会こそ製鉄工人を進出させるのに好適であった。

現在までに明らかになっている須恵器生産が行われた窯跡は金山丘陵南東麓から東麓、八王子丘陵南東麓地域に分布し、瓦窯は八王子丘陵南東麓に集中する傾向がある。奈良時代から平安時代にかけての瓦窯は、石橋町の寺井廃寺や新田田村の入谷遺跡から出土している瓦を生産した萩原窯跡や国分寺瓦を生産する落内窯跡などが存在する。7世紀末から8世紀代を操業の主体とする窯跡には、金山丘陵の北東部に張り出した支丘の突端に近い南斜面上に立地する東今泉・八幡窯跡がある。

いずれにしても、古墳時代後期以来、八王子丘陵南西麓から金山丘陵北麓一帯にかけて、広く須恵器・瓦生産の窯業と製鉄・鍛冶の作業が行われていた、地域社会における重要な生産地域であることが伺える。

そうした生産を担っていたのは、古墳時代には地元の豪族層で、おそらくは7世紀末には大道西遺跡の北側に隣接する当該地域唯一の終末期古墳である巖穴山古墳を造営したような豪族の管理下に操業されたものだろう。

律令制の成立によって、国評制、のちに国郡制が施行され、この地も評、後に郡に編成されると在地の有力豪族の中から評督、後の郡司が選任され、郡の主導の元に窯業・製鉄生産が行われたものと考えられる。7世紀後半からの中国・朝鮮半島諸国とわが国のヤマト王権との間での軍事的緊張の高まりに加えて、8世紀になると律令国家による東北地方軍事侵攻の影響を受けて、武器武具生産の必要性が高まり、それらを供給するための鉄生産は一際重要視されたであろう。山田郡の領域が不自然なほどに南北に細長く、現・桐生市・みどり市の山間部をその領域に取り込んでいるのは、郡南部の金山丘陵北部及び八王子丘陵東部で展開した鉄及び須恵器・瓦生産のための燃料を確保するためであったと考えることが出来る。

当該期集落遺跡から検出された竪穴建物跡は、北関東自動車道太田・桐生IC建設地周辺で当事業団が調査した範囲の中だけでも、大道西遺跡で17棟、大道東遺跡で305棟、楽前遺跡で200棟、鹿島浦遺跡で129棟、東今泉鹿島遺跡で92棟と、膨大な量が検出されている。

2. 出土した墨書・刻書土器の記載内容から

楽前遺跡及び東今泉鹿島遺跡から出土した土器に記載された「山田」・「山」（表37・44～46・54）の文字は、これら両遺跡が所在する古代の郡名である。北関東自動車道太田・桐生ICの建設に先立って発掘調査された大道東・楽前・鹿島浦・東今泉鹿島の遺跡群から約1.5～2km西に位置する太田市緑町の、金山丘陵北東麓の台地上に「古氷」の大字名が遺っており、古くから山田郡家の故地に比定されている。郡家の存在を立証するような遺構・遺物は現在のところ全く確認されていないものの、「堂上」「堂下」「石倉」などの郡家及び関連寺院の施設を連想させるような小字名が遺っており、有力な比定地である。

楽前遺跡1区313号竪穴建物跡及び1区1021号土坑跡から出土した「入田」の墨書土器（表40・43）及び1区332号竪穴建物跡から出土した「丹」として記載された墨書土器（発掘調査報告書では「井」と誤読しているが、現物に当たって再確認した結果、「丹」と読むのが妥当であると考える。表41）、1区357号竪穴建物跡から出土した「入多カ」の墨書土器（表42）などは、ともに新田郡の郡名の表記と考えられる。

新田郡の郡名を「入田」あるいは「入」一文字で記した例は、これまでも太田市境ヶ谷戸遺跡（表17～25）、新田郡家郡庁院跡天良七堂遺跡（表31～36）など新田郡家関連の遺跡から出土しており、類例はあるが、「入多」及び「丹」の表記ははじめての出土である。

先述したように、これらの北関東道太田・桐生IC建設に先立って調査された一連の遺跡は、明らかに古代の山

田郡の「領域」内にある。その山田郡「領域」内から隣郡・新田郡の郡名が記された土器が多数出土していることの意味をいかに考えるかが問題となる。

楽前遺跡4区では、1号溝跡から出土した「田人」の2文字が記された墨書土器2点（表48・49）と、1区218号竪穴建物跡から出土した「人」の一文字が須恵器蓋外面に記されたものや（表38）、4区11号竪穴建物跡から出土した、上部が欠損していて不明ながらも下の文字は「人」と判読できる墨書土器（表47）とが、同じ内容である可能性が高いと考えられる。楽前遺跡1区235号竪穴建物跡では、「人田」と、4区1号溝跡出土の墨書土器の文字順を逆にした文言が記された須恵器杯が出土しており（表39）、関連を印象づける。

ただ、楽前遺跡1区235号竪穴建物跡出土の「人田」と記された墨書土器（表39）は、字形からみれば間違いなく「人田」という表記であるが、同じく1区313号竪穴建物跡及び1区1021号土坑跡から「入田」と記された墨書土器（表42）が出土していることと考え合わせれば、「入田」の意をもって、結果的には「人田」と判読できる字形によって記された可能性をも想定できるのではないだろうか。また、そのように考えて良いとすれば、1区218号竪穴建物跡から出土した須恵器蓋に墨書された「人」の1文字（表38）も、新田郡の郡名を意とする「入」の文字として記入された可能性も否定できない。

なお、楽前遺跡4区の南側に隣接する鹿島浦遺跡においても7区8号竪穴建物跡埋土から須恵器椀の底部と体部の各外面に新田郡の郡名の一部である「入」の文字が記された墨書土器（表51）と、1・2区50号竪穴建物跡埋土から須恵器椀の底部外面に、字形からみれば明らかに「人」と記された墨書されたもの出土している（表50）。楽前遺跡出土の「人」と記された墨書土器と同様に、実際には新田郡の郡名の一部である「入」の文字として記された可能性があろう。

また楽前遺跡4区1号溝跡出土の「田人」と記された墨書土器2点（表48・49）も、「入田」という表記の新田郡名との関連で考える必要も生じよう。新潟県長岡市八幡林官衙遺跡出土郡司符木簡（新潟県三島郡和島村（当時）教委1992～1994）には、

・郡司符 青海郷事少丁高志君大虫 右人其正身率〔
・虫大郡向参朔告司身カ率申賜 符到奉行 火急使高志君五百嶋
九月廿八日主帳丈部〔〕

表面に記された「高志君大虫」の「大虫」という名前を、裏面では「虫大」と記したり、あるいは同じく裏面で、本来「参向」と書くべきところを「向参」、「告朔」と書くべきところを「朔告」と、文字順を逆にして書いている部分がある。このように、単語を構成する文字順を入れ替えて表記することが、古代社会においては往々にし

て行われており、「入田」の郡名を「田入」（実際には「田人」と記載されているが）と文字順を入れ替えて記すことがあったとしても、あながち荒唐無稽な想定とは言い難い。

そのようにみれば、楽前遺跡出土の判読可能な墨書・刻書土器16点のうち、13点が郡名関連、そのうちの4点が遺跡地が所在する山田郡、9点が隣郡・新田郡の郡名関連ということになる。

鹿島浦遺跡からは、判読可能な墨書・刻書土器25点のうち、先に掲げた7区8号竪穴建物跡より「入」の文字が記されたもの（表51）と、「入」の文字として記された可能性が高い1・2区50号竪穴建物跡出土の「人」と2ヵ所に記されたもの（表50）の2例の他に、「田」と記された墨書土器が、4区9号竪穴建物跡及び8区5号竪穴建物跡から出土している（表52・53）。「田」1文字のみの記載では「山田」「新田」両郡名いずれにも通じ、文字を記入したところで両郡の区別にはなりえず、また、「田」1文字が記された墨書・刻書土器の類例は全国的にも極めて多いので、郡名の一部として記入されたわけではない可能性も高いところである。しかしながら関連する文字が記された事例として、一応、考慮しておきたい。

東今泉鹿島遺跡では、出土した判読可能な墨書・刻書土器25点のうち、郡名記載時は1点のみである。遺跡が所在郡の郡名「山田」と記された土器（表54）が50号溝跡から出土している。

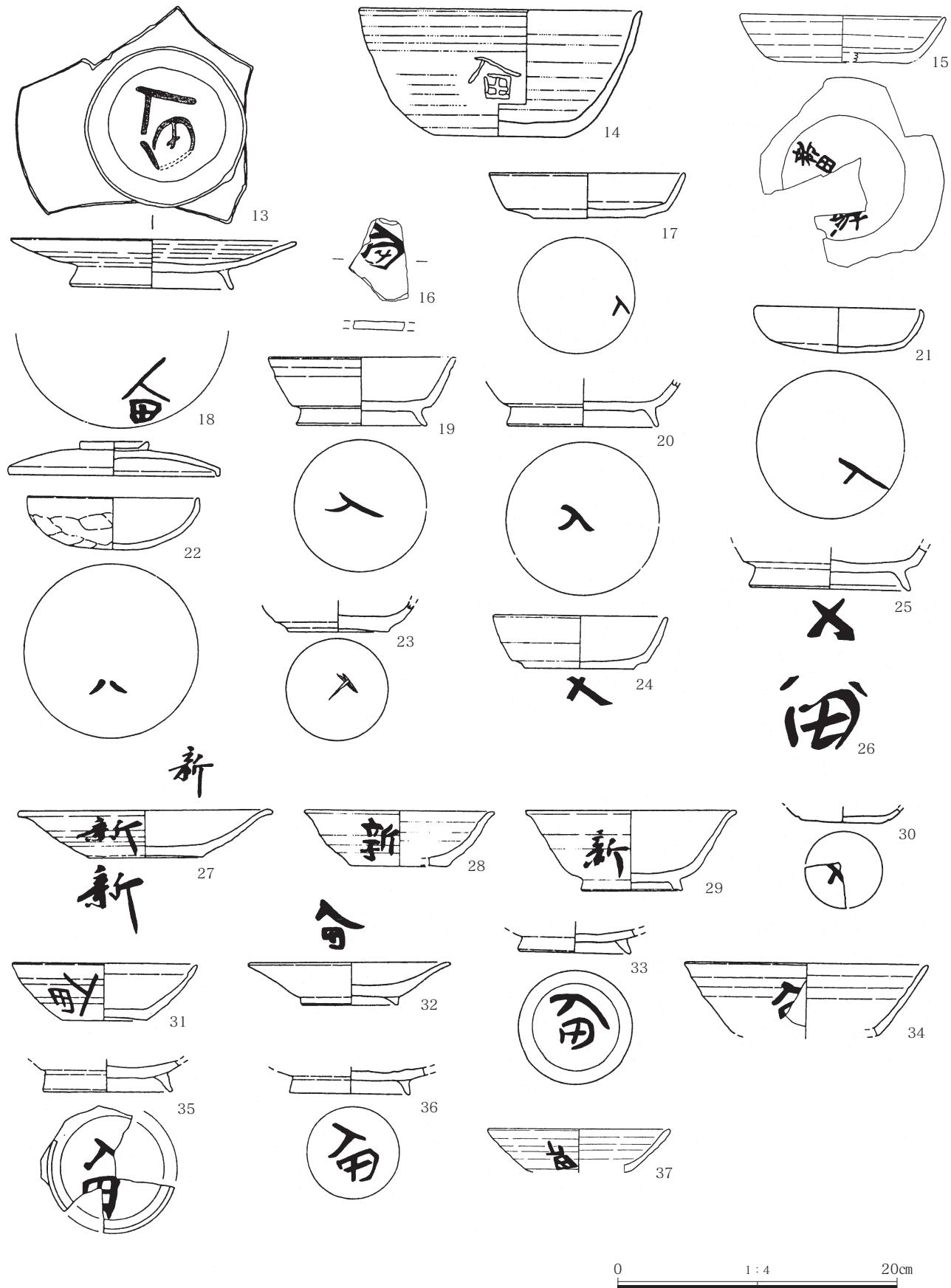


図2 新田郡・山田郡にかかわる文字が記された墨書・刻書土器（1） 図中の番号は表と共に

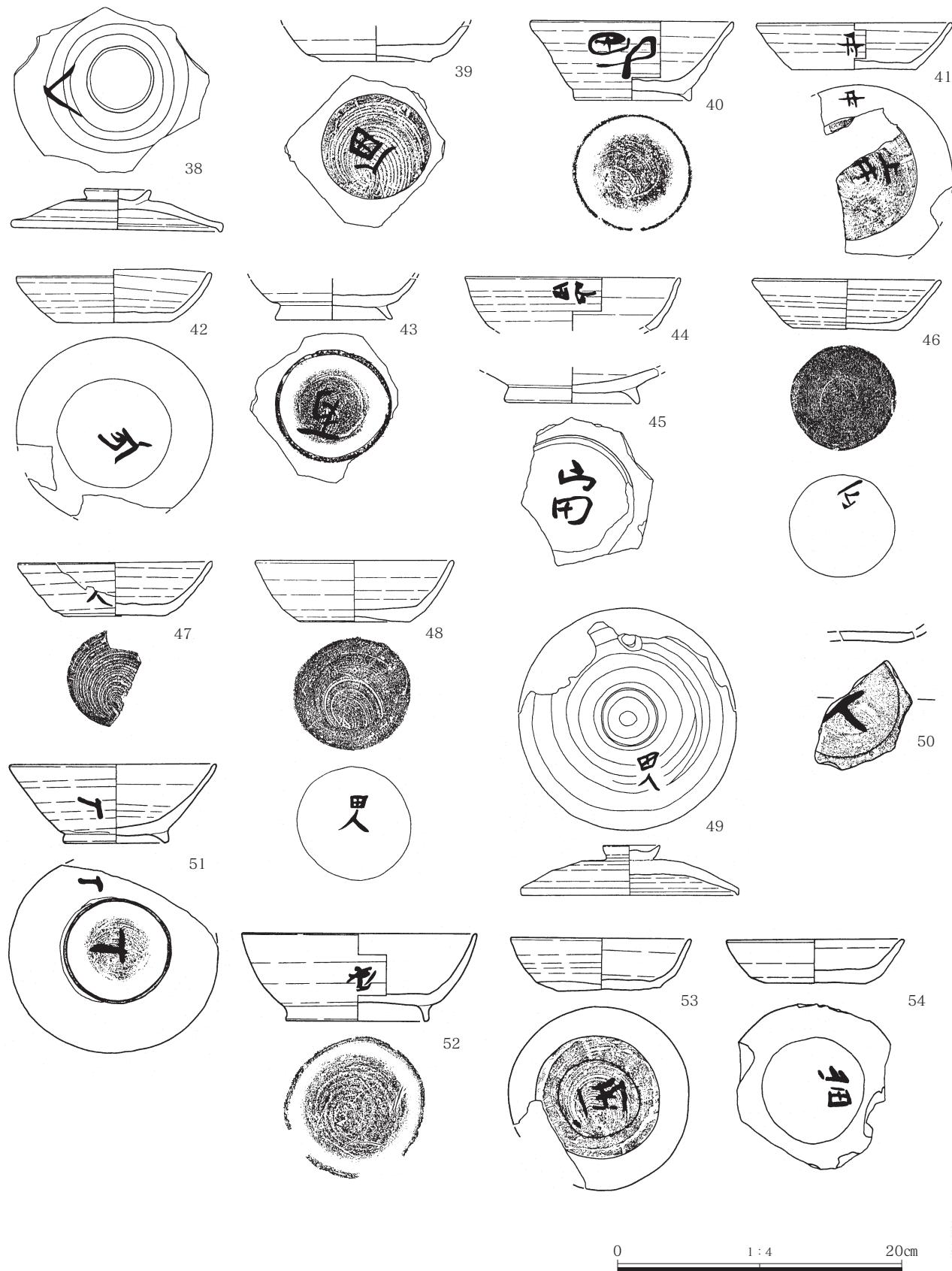


図3 新田郡・山田郡にかかわる文字が記された墨書・刻書土器（2） 図中の番号は表と共に

表 群馬県内出土の郡名記載土器

番	出 土 遺 跡 名	出 土 遺 構	駿 文	器 種	文字部位方向	年代
1	前橋市元総社寺田遺跡(国府関連)	VI区6溝埋土	邑厨	須恵・杯	底外	8後
2	"	VI区河道埋土	佐	須恵・杯	体外正	8後
3	前橋市青梨子金古境遺跡	2号堅穴埋土	車(焼成後刻書)	士師・杯	底内	9後
4	前橋市荒子小学校校庭遺跡	14号堅穴土埋土	車/車	須恵・杯	底外/体内横	8後
5	前橋市前山II遺跡	2号堅穴埋土	車 火 火	士師・杯	底外	8後
6	"	"	車 東院/車	士師・杯	底内/底外	8後
7	"	3号堅穴埋土	車	士師・杯	底外	古代
8	"	3号堅穴埋土	車/車	士師・杯	底内/底外	古代
9	前橋市堤沼上遺跡	37号堅穴埋土	勢多	須恵・椀	体外横	9未
10	伊勢崎市十三宝塚遺跡	32号堅穴埋土	佐/佐	須恵・椀	底内外	9中
11	"	37号堅穴埋土	須恵・杯	須恵・杯	体外横	8後
12	"	02溝埋土	左	須恵・蓋	摘要	9中
13	みどり市宮久保遺跡	3号堅穴埋土	入田	須恵・皿	底外	9
14	太田市成塚住宅団地遺跡(新田郡家関連)	E151号堅穴埋土	入田(焼成前刻書)	士師・椀	体外正	9
15	太田市石橋地蔵久保遺跡(新田郡家関連)	4区2号堅穴埋土	新田 梶カ	須恵・杯	底外	8
16	"	4区5号堅穴埋土	入田	士師・杯	底外	8
17	太田市境ヶ谷戸遺跡(新田郡家関連)	1次2号堅穴埋土	入	須恵・杯	底外	8
18	"	"	入田	須恵・蓋	内	8
19	"	1次9号堅穴埋土	入	須恵・椀	底外	8
20	"	"	入	須恵・杯	底外	8
21	"	"	入	士師・杯	底内	8
22	"	"	入カ	士師・杯	底内	8
23	"	1次1号土坑埋土	入(焼成前刻書)	須恵・杯	底外	8
24	"	4次1号堅穴埋土	入	須恵・杯	底外	8
25	"	"	入	須恵・椀	底外	8
26	太田市村木本郷III遺跡(新田郡家関連)	1号溝埋土	入カ田	須恵・杯	底外	8
27	太田市前六供遺跡(新田郡家関連)	3号井戸埋土	新 新	須恵・皿	体内外正	9後
28	"	"	新	須恵・椀	体外正	9後
29	"	"	新	須恵・杯	体外正	9後
30	太田市中江田原遺跡(新田郡家関連)	E6号溝埋土	入	須恵・杯	底外	8
31	太田市天良七堂遺跡(新田郡家跡)	2次1号溝埋土	入田	須恵・杯	体外横	9
32	"	"	入田	須恵・皿	底外	9
33	"	"	入田	須恵・椀	底外	9
34	"	2次3号溝埋土	入田カ	須恵・杯	体外正	9
35	"	"	入田	須恵・皿	底外	9
36	"	2次14号堅穴埋土	入田	須恵・皿	底外	9
37	太田市楽前遺跡	1区210号堅穴埋土	山田	須恵・杯	体外正	9後
38	"	1区218号堅穴埋土	人(「入」の意か?)	須恵・蓋	外	8中
39	"	1区235号堅穴埋土	人田(「入田」の意か?)	須恵・杯	底外	8後
40	"	1区313号堅穴埋土	入田	須恵・碗	体外倒	7後
41	"	1区332号堅穴埋土	丹/上井	須恵・杯	体外正/底外	9前
42	"	1区357号堅穴埋土	入多カ	士師・杯	底外	9中
43	"	1区1021号坑埋土	入田	須恵・椀	底外	8
44	"	1区攪乱	山田	須恵・杯	体外横	9
45	"	3区1号溝埋土	山田	須恵・皿	底外	9後
46	"	4区1号堅穴埋土	山	須恵・杯	底外	9前
47	"	4区11号堅穴埋土	×人(「入田」の意か?)	須恵・杯	体外正	9初
48	"	4区1号溝跡埋土	田人(「入田」の意か?)	須恵器・杯	底外	9初
49	"	4区1号溝跡埋土	田人(「入田」の意か?)	須恵器・蓋	外	8中
50	太田市鹿島浦遺跡	1?区50号堅穴埋土	人(「入」の意か?)	須恵器・杯	底外	9前
51	"	7区8号堅穴埋土	入/入	須恵器・碗	体外正/底外	9後
52	"	4区9号堅穴埋土	田	須恵器・椀	体外正	8後
53	"	8区5号堅穴埋土	田	須恵器・杯	底外	9後
54	太田市東今泉鹿島遺跡	50号溝埋土	山田	須恵・杯	底外	8
55	大泉町専光寺付近遺跡	10号墳周溝埋土	上邑厨	須恵・高台皿	底外	9後
56	藤岡市上栗須寺前遺跡	62号堅穴埋土	多胡	灰釉・皿	底外	9後
57	"	"	多	須恵・椀	底外	9後
58	"	73号堅穴埋土	多	須恵・杯	底外	9後
59	"	93号堅穴埋土	多	須恵・杯	体外横	9後
60	"	118号堅穴埋土	多	須恵・椀	体外倒	9後
61	"	163号堅穴埋土	多	須恵・椀	体内	9後
62	"	5255号土坑埋土	多	須恵・椀	体内外正	9後
63	高崎市多胡蛇黒遺跡	39号堅穴埋土	甘	須恵・杯	体外正	8後
64	安中市稻荷谷戸遺跡	17号堅穴埋土	碓	須恵・椀	底外	9中
65	安中市西裏遺跡	H2号堅穴埋土	碓×	須恵・椀	底外	9前
66	高崎市八幡六枚遺跡	1号堅穴埋土	片芷郡(焼成前刻書)	須恵・甕	体外正	9後

*文献1・2.(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『元総社寺田遺跡』III 1996、3.県央第一水道遺跡調査会『青梨子金古境遺跡』1995、4.前橋市埋蔵文化財発掘調査団『荒子小学校校庭II・III遺跡』1990、5~8.前橋市埋蔵文化財発掘調査団『前山II遺跡』1990、9.(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『堤沼上遺跡』2008、10~12.群馬県埋蔵文化財調査事業団『史跡十三宝塚遺跡』1992、13.笠懸村教育委員会『笠懸村官久保遺跡』1989、14.太田市教育委員会『成塚住宅団地遺跡』1990、15~16.(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『石橋地蔵久保遺跡』2008、17~25.新田町教育委員会『境ヶ谷戸・原宿・上野井II遺跡』1994、26.太田市教育委員会『市内遺跡II』1996、27~29.新田町教育委員会『前六供遺跡・後谷遺跡・西田遺跡』2000、30.(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『中江田八ヶ繩遺跡』1996、31~36.新田町教育委員会11『天良七堂遺跡』II 2004・太田市教育委員会『天良七堂遺跡』2008、37~49.(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『樂前遺跡』(1)(2)2009・2010、50~52.(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『鹿島浦遺跡』2010、53.(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『東今泉鹿島遺跡』2007、54.大泉町教育委員会『専光寺付近遺跡』1987~1992、55~62.(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『上栗須寺前遺跡群』III、63.(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『多胡蛇黒遺跡』1993、64.松井田町(当時)遺跡調査会『五料平遺跡・五料野ヶ久保遺跡・五料稻荷谷戸遺跡』1997、65.安中市埋蔵文化財発掘調査団『西裏遺跡』2005、66.2011年2月10日高崎市教育委員会発表。

3. 群馬県内出土の郡名記載墨書・刻書土器の全般的様相

北関東自動車道太田・桐生IC建設に先立って発掘調査された、太田市東今泉町樂前遺跡出土の判読可能な墨書・刻書土器16点のうちの13点の記載内容が郡名を関連とすると、現在のところ、群馬県内では1遺跡で最も多く郡名記載土器が出土した例になる。南側に隣接する鹿島浦遺跡や東今泉鹿島遺跡においても山田・新田両郡の郡名ないしその一部の文字が記された墨書土器が計5点出土していることを考え合わせれば、その傾向は一段と顕著である。

また、これらの遺跡が古代山田郡の地にありながらも、隣郡の郡名に関わる墨書土器が半数以上を占めており、むしろ当該郡名を記載したもののが倍以上の量が出土していることも、全国における郡名記載土器の出土状況からみれば極めて特異である。

2011年2月、高崎市八幡町八幡六枚遺跡から「片畠郡」と刻書された須恵器甕片が出土し、県内出土の郡名記載墨書・刻書土器は66点となり、その内、刻書土器は4点である。

本県では今までのところ、佐位郡家正倉院の遺構が発見された伊勢崎市三軒屋遺跡（伊勢崎市教委2008・2010）と、新田郡家郡庁及び正倉院跡が検出された太田市天良七堂遺跡の2箇所しか確実な郡家遺跡は発見されていない（太田市教委2008・2010）。三軒屋遺跡では、郡名に関わる文字が記された土器は今までのところは出土していない。

周知のように古代の上野国には和銅4（711）年に新設された多胡郡を含めて14郡が存在していたが、県内の遺跡から出土した郡名記載土器は、このうちで、群馬・勢多・佐位・新田・山田・邑楽・甘楽・多胡・碓氷の9郡にかかわるものであった（高島2010）。

（1）「新田」郡名記載土器

県内からこれまでに出土した郡名記載土器で最も数量的に多いのは、新田郡に関わるものである。

新田郡は、『和名抄』では、新田・津野・石西・祝人・淡甘・駿家の6郷からなる中郡とされている。

新田郡の郡名に関わる文言が記された墨書・刻書土器は、太田市樂前遺跡出土の「人田」（表39）・「人」（表38・47）・「田人」（表48・49）・「丹」（表41）などと記された墨書土器を含めて、県内から出土した郡名記載土器65点の内、その半数以上の36点になる。そのうち刻書土器は、郡家に程近い太田市成塚町成塚住宅団地遺跡から出土した土師器椀体部外面に正面で「入田」と記されたものと（表14、太田市教委1990）、同市市野井境ヶ谷戸遺跡から出土した須恵器杯の底部外面に「入」と記載されたもの（表23、新田町（当時）教委1994）の2点のみであった。

「入田」の文字が刻書された土師器椀が出土した太田市成塚町の成塚住宅団地遺跡（太田市教委1990、表14）及び「新田」の文字が記された須恵器杯と「入田」の文字が記された土師器杯が出土した石橋地蔵久保遺跡（群馬県埋文調査事業団2008、表15・16）は郡家跡天良七堂遺跡の東側にごく近接する郡家周辺集落遺跡であり、位置的にみても郡名記載土器が出土して自然な場所ではある。

また、先述した「入」の文字が刻書された須恵器杯が出土した太田市市野井境ヶ谷戸遺跡（新田町（当時）教委1994、表17～25）は、小規模な範囲にわたる調査であり遺跡の性格は明確にできておらず、また、郡家跡天良七堂遺跡の西南西約2kmと郡家からもやや離れるが、集落遺跡からは出土することがあり得ない唐三彩陶枕片が出土しており、郡家との密接な関連を想定できる。須恵器蓋の内面に「入田」と記されたものが1点（表18）、ほかに「入」の1文字が記された資料が8点（17・19～25）、計9点の郡名記載墨書・刻書土器が出土している。

それら郡家周辺近接遺跡から出土した郡名記載土器に比して、「新」1文字が墨書された土器が3点出土した太田市上田中の前六供遺跡（新田町（当時）教委2000、表27～29）と「入」の1文字が底部外面に墨書された須恵器杯が出土した太田市中江田の中江田原遺跡（群馬県埋文調査事業団1996、表30）は、ともに郡家の南西にやや離れた位置に位置している。しかしながら、前六供遺跡からは郡家ないし荘所における物資の検収に関する記録木簡がこれら郡名記載墨書土器と共に井戸跡から出土している。また、この井戸跡の構造は堅固精緻であり、およそ一般集落のものとは見なしがたい。

このように、新田郡の郡名記載土器は、みどり市宮久保遺跡3号竪穴建物跡から出土した「入田」と底部外面に墨書された須恵器皿と（笠懸村教委1989、表13）、太田市東今泉町の太田・桐生IC関連遺跡群出土の一連の資料（表37～54）以外、郡庁・正倉院跡天良七堂遺跡から比較的近い範囲の遺跡か、あるいは郡家と関連する官衙の出先機関等と考えられる遺跡からの出土に限られている。

記載された文字は、太田市東今泉町の太田・桐生IC関連遺跡群から出土した「人田」「人」「田人」「入多カ」などと記された墨書土器を含めて、「入田」ないしその1文字「入」が、新田郡名記載土器全35点のうちの30点を占めている。『延喜式』や『和名抄』の現存する写本では、いずれも「新田」と表記し、近代に至るまで「新田」の語が使用されているが、『万葉集』の写本では「爾比多」、平安時代の『延喜式』や『和名抄』では「尔布多」と読みが振られており、「ニヒタ」「ニフタ」と発音されていたようである。郡内所在遺跡から出土してい

る「入田（多）」と記された墨書・刻書土器が多く出土していることは、「ニフタ」と発音されていたことを裏付ける。

「入田」「新田」の郡名ないしその一部が記載された墨書・刻書土器35点のうち22点が底部外面への記入であり、一般的に言われてきた官衙遺跡出土墨書・刻書土器の全般的な文字記入部位傾向によく合致している。また、8割強という須恵器の占有率の高さは、新田・山田両郡が一大窯業生産地域であることから考えれば当然のことと言えよう。

(2) 「山田」郡名記載土器

山田郡の郡名が記されたものは、現在のところ全て墨書土器で、「山」1文字が底部外面に記された楽前遺跡4区1号堅穴建物跡出土の須恵器杯（表46）と、「山田」の郡名がフルに記された楽前遺跡1区出土の須恵器杯2点（表37・44）・3区1号溝跡出土の椀1点（表45）の計4点に、楽前遺跡4区の南側に隣接する鹿島浦遺跡のさらに南東側に隣接する東今泉鹿島遺跡から出土した須恵器杯の底部外面に「山田」の郡名が墨書されたものが1点（表54）の計5点ある。

この両遺跡における遺構の検出状況からみれば、営まれた建物群を官衙ないしその関連遺跡とみると到底考えにくい。しかしながら東今泉鹿島遺跡では郡の下級官人から郡家に宛てられた文書が漆紙として出土しており、約1.5km西方の太田市緑町古氷地区に所在が想定される山田郡家から漆容器の蓋紙として払い下げられた文書の反故がもたらされていることからも、郡家との密接な関連が伺えるところである。

4. 移動する郡名記載土器

ところで、静岡県内の郡家遺跡からは、遺跡出土の全郡名記載土器中に占める割合は極めて少ないながらも、当該郡に隣接する郡の厨家を示す文字が記された資料が往々にして出土している（石毛2003、山中2003、高島2010）。

例えば、駿河国有度郡家跡（静岡市ケイセイ遺跡）からは、隣郡・安倍郡を示す「安」の文字（静岡市教委2005）、駿河国益頭郡家跡（藤枝市郡遺跡）からも隣郡・安倍郡家厨家を意味する「安厨」の文字（藤枝市教委1986）、同じく志太郡家跡御子ヶ谷遺跡からはやはり隣郡・益頭郡家厨家を意味する「益厨」の文字（藤枝市教委1981）、などがそれぞれ記された墨書土器が各1点ずつ出土している。また、遠江国敷智郡家・栗原駅家跡と考えられている浜松市伊場遺跡からも、「布知厨」と記された墨書土器の他に、隣郡・長下郡家厨家を意味する「下厨南」と記された墨書土器が出土している（平川2000a）。

さらに、上総国分尼寺に隣接する集落遺跡である千葉

県市原市坊作遺跡からは、所在郡「市原厨」と記された墨書土器と共に、隣郡・海上郡家厨家を示す「海上厨」と記された墨書土器が出土している（市原市教委1980）。同遺跡は、全くの集落遺跡ながら、立地条件や出土遺物などから上総国分尼寺建立に関わる集落と考えられ、出土したのが官衙そのものの遺跡ではなくとも、国の施設に関連する場所では、当該郡以外の郡厨家記載土器が出土するケースがあり得るということを示している。

郡名記載土器が郡境を越えて移動するケースがあることについては、まず、国府ないし郡家における恒例・臨時の行事に伴う饗宴に当たって、当該官衙にとどまらず、国府においてはその管轄郡厨家が、また郡家にあっては近隣郡郡家厨家が動員されたケースが想定できる。儀制令元日国司条にみえるように、元日朝賀の饗宴に際しては、国司が国府の財政の中から経費を支出して郡司等に酒食を供することになっており、さらに、郡司告朔の儀、吉祥悔過法会などの恒例行事及び臨時の行事に際しては様々な饗宴の場が設定されていた。国厨の職掌の第一は、こうした国府内で行われる儀礼に伴う公的な饗宴に際して食膳供給を行うことにあった。

また、様々な史料から、国司館やあるいは国府外における饗宴や、部内巡行・赴任等の国司の公務旅行に際して、出張先に「国厨之饌」が届けられるケースも想定することができ、「郡厨」あるいは「（某）郡厨」と記された土器についても、およそ同様の機能を想定することが可能である。

「国厨」・「（某）郡厨」と記された土器の意味は、平川南氏が指摘しておられるように、そこに盛られた酒食類が「国厨之饌」あるいは「（某）郡厨之饌」であることを表示したものである（平川2000a）。

諸官衙における厨家保管の食器は、元来が膨大な数量にのぼるものと考えられるが、それにもかかわらず、出土土器全体の中における「厨」の文字が記されたものの数があまりにも少ないと、『国厨』・『（某）郡厨』、あるいは郡名が記された土器が、それぞれの国府や郡家からかけ離れた場所から出土することも少なくないところから考へるならば、「厨」あるいは郡名等を土器に記入することの意味を、従来言られてきたように「厨施設がその食器を保管・管理する上で食器の所有・所属を明示するために記録した」という点（津野1990・1993、石毛2003、山中2003）のみに集約しきれるものではない。

また、国厨や各郡厨からは、各官衙内外に酒食が供給されたわけであるから、「国厨」・「（某）郡厨」・郡名記載土器などが出土した場所が、それらの官衙、あるいは官衙内の厨施設そのものと即断することは出来ない。「国厨之饌」「（某）郡厨之饌」が供給され、酒食が消費された饗宴の場であった可能性もあるうし、また、国

府・郡家の出先機関や下部組織が置かれた場所であるとの想定も成立しよう。

さらに、国府に上番、あるいは労働徴発された徭丁等に対して、各出身郡厨家が食料を供給することがあったか、あるいは徭丁たちが出身郡単位に編成されて、これに関わる厨家が「某郡厨」という形で国府内に設置されていたことに因る可能性も平川南氏によって提示されている（平川2000a）。

一方、郡家遺跡において、当該郡厨家名を記した土器と共に近隣郡厨家名を記した土器が出土するような事例については、まず、国司の部内巡回の際の接待など郡家における大きな饗宴に当たって、当該郡厨家が弁備できる労働力や食材・食器だけでは間に合わずに、近隣郡厨家の労働力と食器等が臨時に動員されるような場合や、他郡厨家から食膳や食器そのものが運び込まれた場合、などが想定できる。

また、郡家が伝馬を利用した官人の交通支援機能、宿泊・給食・供給にあたった施設でもあったことからみれば、国司や伝使の移動、あるいは郡司相互の通交に伴って、他郡郡家厨家で調達した食事や食器が携行され、持ち込まれた場合なども考えられる。

上総国分尼寺造営に関わる集落である千葉県市原市坊作遺跡から隣郡厨家を示す墨書土器が出土した事例は、国分尼寺造営という郡を越えた国レヴェルの事業に際して、食膳供給等の面で、他郡厨家が動員されるような場合があったことを物語っている。

このように某郡厨記載土器の出土には様々なケースが考えられる。ただ単に郡名、ないし郡名の一部が記された土器の中には、「某郡厨」の省略表記も存在していたであろう。某郡名表記土器の解釈の一つの可能性として提示しておきたい。

いずれにしても「某郡厨」表記土器が表記郡の境を越えて出土することは当時の様々な状況から充分に説明の付くことであり、不自然な事態では無いことが判明するのである。さらに、そこから敷延すれば、郡名ないしその一部の文字が記された土器が、郡境を越えて当該郡以外の場所や、あるいは郡内であっても明らかに郡家ないしその関連官衙のある場所とは考えにくい場所から出土するケースについては、やはり同様に、郡名記載土器の移動が想定可能な様々なケースの中で解釈することが可能である。

なお、静岡県内の郡家遺跡である藤枝市御子ヶ谷・秋合両遺跡や、浜松市伊場遺跡、同市井通遺跡などにおける大溝からの大量の土器出土状況からは、祭祀・儀礼における郡名記載土器の使用の可能性も想定できるところである。

その際に、それら「国厨之饌」・「(某)郡厨之饌」が供された先は、現実世界の貴顕に止まらず、神仏など

に対するケースも考えられる。さらに言うなれば、実際には、「国厨之饌」・「(某)郡厨之饌」でなくとも、そのようなブランドを騙って国・(某)郡厨銘、あるいは郡名記載土器が供えられたケースさえ存在していた可能性が考えられる（高島2010）。

5. 太田市東今泉町北関東自動車道太田・桐生IC関連遺跡群における郡名記載土器の出土の意味

山田郡の領域にかかる一部の遺跡、とくに北関東自動車道太田・桐生IC建設に先立って発掘調査された遺跡群から山田・新田両郡に関係する墨書土器が出土していることの意味や理由については、上述してきたような、様々なケースが想定できるところである。

しかしながら、先述したように、静岡県内における郡家遺跡などから当該郡隣郡の郡名が記された土器が1～2点、当該郡名記載土器に混じて出土するケースはこれまであったが、本県太田市東今泉町の北関東自動車道太田・桐生ICに關わる遺跡群のように、当該郡名記載土器よりも隣郡名記載土器の方が多く出土しているようなケースは、これまでのところ全国的にも類例が全くない。その特異性こそが、それらの遺跡の特質の一つとさえ言えるだろう。これは、国司の部内巡回などに伴って、隣郡郡家から人員ないし食器、あるいは供食の動員がなされたためとみるといささか多過ぎる隣郡名記載土器の量であろう。

これら北関東自動車道太田・桐生IC関連遺跡群からは、楽前遺跡において2点、鹿島浦遺跡において1点、脚付きの円面硯が出土しており、それ以外にも墨痕が明らかな転用硯の出土例が多くみられる。墨痕及び摩耗痕の顕著な硯の存在は、当地における識字層の存在を示唆するところである。

また、4区の南側に隣接する鹿島浦遺跡からは、一般集落では使用されたとはおよそ考えがたい獸足付円面硯の優品が出土していたり、さらにその南東に隣接する東今泉鹿島遺跡からは漆紙文書が出土し、郡家で廃棄された反故紙が容易に入手できる環境としての郡家との密接な関連が想定される。しかしながら、その反面、検出された遺構の状況からみれば官衙的な様相は全く見出しがたい。

出土した当該郡名記載土器よりも隣郡名表記墨書土器の数の方が上回って出土している点からみれば、まず第一には、上野国一国レベルの官衙関連施設か、国司の巡回先と見るのがまず自然なところであろうが、先述したように、遺構の検出状況から見れば、大道西遺跡、大道東遺跡、楽前遺跡、鹿島浦遺跡、東今泉鹿島遺跡とも、全くそのような性格の遺跡とは見なしがたく、郡家の出先機関等とも考えにくい。また、国内複数郡の郡名が記された土器がいくつも出土しているというような状況は

なく、さらに、山間部を隔てて山田郡の北側に隣接する勢多郡の郡名に関わる文字が記された土器はもとより、南側の平野部に隣接し、通交が容易なはずな邑樂郡の郡名が記された土器すら全く出土していない。出土しているのはあくまでも当該山田郡とその西側に隣接する新田郡の郡名に関わる文字が記された土器に限られている。

このような墨書・刻書土器の出土状況だけをみても、この地に上野国一国レベルの官衙ないし施設が存在したとは想定しがたいところである。

楽前遺跡1・3・4区及び鹿島浦遺跡・東今泉鹿島遺跡では、竈を軸として縦長の長方形形状を呈する所謂工房型と称される堅穴建物跡がいくつも検出されている。それらの堅穴建物跡は、規則的に整然と配置され、如何にも官衙工房的な配置をされているわけではないが、一般的な住居とは考えにくい、特色有る形状を呈する堅穴建物跡が多いことは特筆できる。

また、楽前遺跡1・2区では計8基の粘土採掘坑跡が検出されており、鹿島浦遺跡においても報告書では粘土採掘坑跡とはしていないが、形状や土層の堆積状況からみて、明らかに粘土採掘坑跡とみられる遺構が1基検出されている（群馬県埋文調査事業団2010a、pp371、8区94号土坑跡）。

多数の須恵器・瓦窯跡が発見され、古代の一大窯業・製鉄業集積地として著名な金山丘陵から至近の位置にあるこれらの遺跡でも、土器生産の一翼が担われていたことが判明している。今回、発掘調査された範囲においては、あまり明瞭な手工業生産の痕跡を見出すことは出来なかつたが、本遺跡及び周辺の地において、大規模な手工業生産が展開されていた可能性は強いと言えよう。

さらに、楽前遺跡4区の南側に隣接する鹿島浦遺跡や、さらにその南東に隣接する東今泉鹿島遺跡などから漆紙文書が出土していることからみれば、漆塗り作業工房の存在も示唆されるところである。

北関東自動車道太田・桐生IC関連遺跡群遺跡及び周辺遺跡からの郡名記載土器の出土は、本遺跡及び周辺の地に展開した手工業生産の経営主体としての郡の存在が想定できるのではないだろうか。

ただ、当該郡のみならず隣郡名記載の土器が、当該郡名記載土器を上回って出土していることの理由については、そのように想定してもなお、整合的に解釈することは難しい。

山田郡の郡家所在地は、現・桐生市北部の山間部まで範囲としていた山田郡の領域からみれば、郡域の南西端に非常に偏った位置にある。また、それに対応するかのように、新田郡家天良七道遺跡も、新田郡の領域の中では、多分に東に寄った位置にあり、仮に、山田郡家の推定地である太田市緑町古氷地区を山田郡家所在地とみなすと、両郡郡家間は、直線距離にして僅かに3.5kmほど

に過ぎない近接した位置にあることになる。

窯業生産と製鉄という手工業生産を基軸産業として成立したであろう山田郡の郡家所在地は、郡域全体から見れば非常に偏った位置になるわけで、そのような場所に郡家が設置された背景には、多分に地域首長同士の、あるいはさらにその上のレベルである上野国ないし中央政府などとの間のパワーバランスによる政治的な要素が強く想定できるところである。

また、7世紀中葉には造営されたであろう、八ヶ入～大道東・西～鹿島浦遺跡で検出された初期東山道駅路の路線設定とも絡んでくる問題でもある（川原2005）。

もちろん、現存する史料上からは全く確認することは出来ないのであるが、想像を逞しくするならば、例えば、山田評・郡の地は、元来「ニフタ」の領域（例えば国造國のような）に包括されていたものから、「山田」評の前身となる地域が分離「独立」されて設定された可能性が想定出来るかもしれない。ただ、そのような事態は、既存の史料では全く確認することはできないので、新田「領域」から山田「領域」の分割が行われたとすれば、それは評制施行以前のことということになろう。

いずれにせよ両郡の郡家の位置関係からみても、新田・山田両郡には、上野国内において、他の郡間にはみられないような密接な関連を想定することが可能であり、山田郡内にある楽前・鹿島浦・東今泉鹿島遺跡からの新田・山田両郡関連文字記載墨書・刻書土器の出土は、その両郡の密接な関連をさらに裏付けることになろう。

金山丘陵北麓で展開された窯業・鉄生産が、あるいは山田郡一郡のレベルではなく、隣郡・新田郡をも巻き込んだ二郡体制で操業された可能性をも積極的に想定すべきではないだろうか。同様のことは、八王子丘陵で操業された窯業生産、さらには旧藪塚町西野原地区で操業された巨大な製鉄事業についても言えることかもしれない。いずれにせよ、各郡の上位に位置する上野国一国レベルに経営は勿論、二郡ないし複数郡による共同経営の産業構造を示唆するように思われる。楽前遺跡はじめ北関東自動車道太田・桐生IC建設に伴って発掘調査された遺跡群から出土した山田・新田両郡の郡名記載土器は、そのことを示す一つの歴史的な根拠となるであろう。

また、このような隣接する郡同士の密接な関係や、一国レベルにまでは達しない、二郡あるいはそれ以上の複数郡の連携による生産拠点ないし経営施設の存在は、上野国南東部のこの地域にとどまらず、さらに広い範囲で行われていたであろうことを、より積極的に想定すべきではないだろうか。

今後、具体的な事例を積み重ねていくことによって、古代における手工業生産経営の実態を解明することに繋がっていくものと考える。

土器の消費地において記入された文字資料の出土を根拠にしたこのような想定は、複数郡から貢進される瓦を、各郡からの発注によって一括して生産した瓦窯の遺跡から出土する複数郡名・郷名・人名などが生産段階で記入された文字瓦とはまた異なる次元において高い意義を有するものと考える。

おわりに

群馬県太田市東今泉町の、北関東自動車道太田桐生ICの建設に伴って発掘調査が行われた楽前・鹿島浦・東今泉鹿島群馬県内出土の郡名記載土器を中心に、記名当該郡の郡外から郡名が記された土器がまとまって出土することの意味や、歴史的な背景について仮説を提示した。

これまで、圧倒的に資料数・量が多い静岡県内の郡家および関連遺跡出土の郡名記載土器、とりわけ駿河国益頭郡家跡である静岡県藤枝市郡遺跡、同国志太郡家跡である静岡県藤枝市秋合・御子ヶ谷両遺跡、遠江国敷智郡家及び郡津の遺跡と考えられる同県浜松市伊場遺跡などにおける資料の中で、当該遺跡所在郡隣郡名が記された土器が僅かに混在することが知られる程度に過ぎなかつたが、群馬県太田市東今泉町における北関東自動車道太田・桐生IC建設に先立って発掘調査された楽前・鹿島浦・東今泉鹿島遺跡の調査成果によって、遺跡が所在する郡の郡名よりも、隣郡の郡名が記された墨書・刻書土器が多く出土するような事例があることが判明した。

全国的にみても、このような事例は極めて特異であるため、小稿では、そうした事象が起きた背景や、歴史的な所以について考察してみた。その結果、両郡の特殊な地勢や、既存の史料ではうかがい得ないような両郡の密接な関連を想定することが出来た。

以前から指摘されているように、史料に乏しい古代地域史の解明に際しては、木簡、漆紙文書、文字瓦、墨書・刻書土器などをはじめとする出土文字資料の活用が有効であることは言を待たない。一文字ないし二文字のみの記載という、表面的には極めて断片的な文字情報しか有しない資料であっても、出土状況や出土分布を考慮しながら、資料を集積することによって地域の古代史の実態を明らかに出来ることを、この貧弱な小稿であってさえも明確にし得たのではないかと、ひそかに自負するところである。

前稿でも指摘したように、郡名記載土器の基本的な書式は、郡名のみあるいはその1文字のみを記すか、あるいは郡名ないし郡名のうちの1文字に「厨」の文字が附され、某郡厨の土器であることを示すかであり、また、郡名記載土器の、出土土器総量に比する絶対的な僅少さから言えば、官衙遺跡出土の墨書土器について従来言われてきたような、食器の保管・管理のための文字記入とは考え難く、平川南氏が言われるような食菜供膳元の明

示機能（平川2000a）、さらにはそれに止まらず祭祀・儀礼などの際の使用という特殊な、非日常の用途を想定するべきであると考える。その意味においては、集落遺跡出土の墨書・刻書土器の用途および機能に共通する部分が大きいと位置付けることが可能である。

また、食器の保管管理のための記銘であるならば、共通する用途機能の下、書式にも各地域や個々の官衙を越えた齊一性がある程度指摘できて然るべきであり、これらの点も、官衙における食器の保管管理に伴って郡名が記されたとは考えにくい理由の一つである。郡名ないしその一部の文字が記された土器の方は、郡ないし郡司層豪族たちが執り行つた祭祀・儀礼関連で記されたものが占めるであろう。それ故にこそ、郡名記載土器が郡域を超えて混在して出土していることに重要な意味が存在するように思われる。

意を尽くせなかつたところも多々あるが、不備な点は後考に期することとして、とりあえず、今は以上を仮説として提示して、この雑駁な小稿を擱筆する。

なお、本稿は、平成22年度財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団職員自主研究助成金による研究成果の一部である。

参考・引用文献（五十音順）

- 石川正之助・右島和夫 1986~91 「鶴山古墳出土遺物の基礎調査」 1~6 『群馬県立歴史博物館調査報告書』 2~7
 石毛彩子 2003 「静岡県志太郡衙・益頭郡衙と墨書土器」『古代官衙・集落と墨書土器－墨書土器の機能と性格をめぐって－』（奈良文化財研究所） pp.79~102
 伊勢崎市教育委員会 2008 『三軒屋遺跡』 I
 伊勢崎市教育委員会 2010 『三軒屋遺跡』 II
 市原市教育委員会 1980 『上総国分寺台調査概報』
 太田市 1995 『太田市史 通史編 原始・古代』
 太田市教育委員会 1990 『成塚住宅団地遺跡』
 太田市教育委員会 2008 『天良七堂遺跡』
 太田市教育委員会 2010 『天良七堂遺跡』 2
 尾崎喜左雄 1976 『群馬の地名』上・下（上毛新聞社）
 川原秀夫 2005 「古代上野国の国府及び郡・郷に関する基礎的考察」『ぐんま史料研究』 23 (群馬県立文書館) pp. 1~24
 笠懸村教育委員会 1989 『笠懸村宮久保遺跡』
 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1996 『中江田八ツ綱遺跡』
 群馬県埋蔵文化財調査事業団 2007 『東今泉鹿島遺跡』
 群馬県埋蔵文化財調査事業団 2008 『成塚向山古墳群』
 群馬県埋蔵文化財調査事業団 2009a 『楽前遺跡』 (1)
 群馬県埋蔵文化財調査事業団 2009b 『古氷条里制水田跡・二の宮遺跡』
 群馬県埋蔵文化財調査事業団 2010a 『鹿島浦遺跡』
 群馬県埋蔵文化再調査事業団 2010b 『楽前遺跡』 (2)
 群馬県埋蔵文化財調査事業団 2010c 『西野原遺跡』 (5) (7)
 群馬県埋蔵文化財調査事業団 2010d 『峯山遺跡』 II
 群馬県埋蔵文化財調査事業団 2010e 『大道西遺跡』
 駒澤大学考古学研究室 2009 『群馬・金山丘陵窯跡群』 II
 小宮俊久 2000 「古代新田郡の様相－新田郡衙を中心として－」『群馬文化』 261 (群馬県地域文化研究協議会) pp. 1~22
 小宮俊久 2002 「上(毛)野国の古代交通網と官衙」『埼玉考古学会シンポジウム 坂東の古代官衙と人々の交流』埼玉考古学会 pp.50~66
 静岡市教育委員会 2005 『ケイセイ遺跡第5次発掘調査報告書』
 高島英之 2010 「郡名記載墨書・刻書土器小考－群馬県内出土事例を

- 中心にー』『財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』28 pp、
125~154
- 土屋文明 1944 『萬葉集上野國歌私注』 煥乎堂pp.34~35、59~62
- 新潟県三島郡和島村（当時）教育委員会 1992~1994 『八幡林遺跡』
1~3
- 津野 仁 1990 「地方官衙遺跡の墨書き土器」『古代』89（早稲田大学
考古学会） pp.14~21
- 津野 仁 1993 「地方官衙の墨書き土器」『月刊文化財』362（第一法規
出版） pp.30~34
- 新田町（当時） 1990 『新田町誌』通史編1
- 新田町（当時）教育委員会 1994 『境ヶ谷戸・原宿・上野井II遺跡』
- 新田町（当時）教育委員会 2000 『前六供遺跡・後谷遺跡・西田遺跡』
- 平川 南 2000a 「『厨』墨書き土器論」『墨書き土器の研究』（平川南） 吉
川弘文館 pp.259~324、初出1993
- 平川 南 2000b 「墨書き土器からみた役所と古代村落」『墨書き土器の研
究』（平川南） 吉川弘文館 pp.158~201、初出1993
- 藤枝市教育委員会 1981 『志太郡衙跡（御子ヶ谷遺跡・秋合遺跡）』
- 藤枝市教育委員会 1986 『静岡県藤枝市郡遺跡発掘調査概報』
- 松嶋順正 1978 『正倉院宝物銘文集成』 吉川弘文館
- 三浦茂三郎 2010 「群馬県における後・終末期古墳からみた律令制郡
領域の研究」『群馬県立歴史博物館紀要』31（群馬県立歴史博物館）
pp.49~64
- 松村恵司 1993a 「古代集落と墨書き土器」『駿台史学会第2回日本古代
史シンポジウム律令国家の成立と東国』（駿台史学会）
- 松村恵司 1993b 「特集『墨書き土器の世界』から」『月刊文化財』363
pp.24~25
- 山中敏史 2003 「郡衙における食器管理と供給」『古代官衙・集落と墨
書き土器－墨書き土器の機能と性格をめぐって－』（奈良文化財研究所）
pp.103~136